

私立高校生のために

ひょうごけん しりつこうとうがっこう ざいせき せいと がくひけいげん
兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

| | | | |
|--|--|-------------|-------------------|
| ない 内 よう 容 | 兵庫県の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の学費軽減を行います。 ※府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免を受けていただくものです。 | | |
| たい 対 しょう 象 しゃ 者 | 京都府内（京都市含む。）に居住し、当該年の10月1日現在、兵庫県の私立高等学校（通信制を除く。）に在籍されている方で、国の就学支援金が支給されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方は対象外となります。 | | |
| し 支 きゅう 給 がく 額 | 学校所在地 | 保護者の所得目安 ※1 | 補助金額(生徒1人あたり年額)※2 |
| | 兵庫県 | 生活保護世帯 | 6,000円 |
| | | 年収590万円未満程度 | 6,000円 |
| | | 年収730万円未満程度 | 50,000円 |
| | | 年収910万円未満程度 | 25,000円 |
| | ※1 上記の年収は、モデル世帯における目安です。 基準額については、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課にお問い合わせください。 ※2 就学支援金（国制度）を控除した後の納付すべき授業料の年額が、上記補助金を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とします。 | | |
| しん しん せい せ じ し き あ お よ び し き きゅう じ し き 支 給 時 期 | 具体的な時期については、学校によって異なります。学校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。 | | |
| しん しん せい て つ ぎ 申 請 手 続 | 申請書に必要事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。 | | |
| と と あ わ さ き 問 い 合 せ 先 | くわしくは、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）にお問い合わせください。 | | |
| び 備 こう 考 | 高校生給付型奨学金（P.41～42、P.54～55）を利用されておられる方については、本制度の利用により、高校生給付型奨学金が併給調整（減額）されることがありますので、ご注意ください。 | | |